

民間給与関係資料

平成 28 年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、平成 28 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 607 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(3) 調査実人員

初任給関係 350 人（行政職に相当する調査実人員 290 人）、初任給関係以外の調査職種 6,259 人（行政職に相当する調査実人員 5,666 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、48,452 人であり、行政職に相当するものは 42,792 人である。）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 12 層に層化し、これらの層から 124 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第 14 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 産業別・企業規模別調査事業所数

企業規模 産業分類	規 模 計					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 118	事業所 17	事業所 18	事業所 11	事業所 52	事業所 20
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	4	1	1	—	2	—
製 造 業	84	10	14	11	35	14
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 ， 郵 便 業	11	3	—	—	8	—
卸 売 業 ， 小 売 業	1	—	—	—	1	—
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	3	—	2	—	1	—
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	15	3	1	—	5	6

注1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が6所あった。

2 調査対象事業所124所に占める調査完了事業所118所の割合（調査完了率）は、95.2%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	11	52.5	794,094	122	793,972	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模50人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	8	54.1	825,692	0	825,692		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	3	48.2	713,116	435	712,681		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	21	51.9	729,930	0	729,930	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	13	52.8	781,523	0	781,523		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	7	51.0	639,910	0	639,910		
事務部長	114	52.1	653,693	1,911	651,782	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	84	52.9	678,774	2,427	676,347		
短大卒	3	50.6	656,616	0	656,616		
高校卒	27	50.1	577,383	669	576,714		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	175	52.0	708,412	668	707,744	同上	同上
大学卒	138	52.2	727,464	6	727,458		
短大卒	14	51.1	711,690	0	711,690		
高校卒	23	51.3	587,995	5,235	582,760		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	42	52.9	662,449	3,329	659,120	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
大学卒	38	52.4	669,490	2,363	667,127		
短大卒	2	57.4	539,423	18,657	520,766		
高校卒	2	57.2	703,947	0	703,947		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	20	52.9	758,513	2,207	756,306	同上	同上
大学卒	16	53.3	822,765	1,960	820,805		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	51.9	594,796	4,754	590,042		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	319	49.2	571,266	6,324	564,942	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	同上
大学卒	232	49.0	594,132	4,587	589,545		
短大卒	21	48.7	533,518	1,195	532,323		
高校卒	66	50.4	494,692	14,315	480,377		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	418	48.9	620,779	13,182	607,597	同上	同上
大学卒	316	48.5	634,615	9,768	624,847		
短大卒	32	48.7	568,832	4,411	564,421		
高校卒	69	51.0	576,804	34,162	542,642		
中学卒	X	X	X	X	X		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	101	46.8	555,557	38,355	517,202		
短大卒	86	46.4	563,783	39,239	524,544		
高校卒	5	52.3	476,116	0	476,116		
中学卒	10	49.1	499,809	43,497	456,312		
技術課長代理	—	—	—	—	—		
大学卒	146	49.0	633,716	61,334	572,382	同 上	同 上
短大卒	85	48.3	680,019	48,795	631,224		
高校卒	8	44.0	465,466	93,433	372,033		
中学卒	53	50.7	593,597	74,055	519,542		
事務係長	—	—	—	—	—		
大学卒	394	46.6	467,229	62,109	405,120	係の長および係長級専門職	同 上
短大卒	218	46.5	464,387	57,535	406,852		
高校卒	48	46.0	483,240	80,278	402,962		
中学卒	124	47.0	467,086	63,791	403,295		
事務係長	4	46.3	428,511	49,763	378,748		
技術係長	547	46.2	502,469	78,510	423,959	同 上	同 上
大学卒	342	44.8	504,969	82,981	421,988		
短大卒	38	42.6	463,503	59,516	403,987		
高校卒	163	50.2	504,044	70,981	433,063		
中学卒	4	58.6	445,488	55,110	390,378		
事務主任	209	41.5	391,193	44,411	346,782	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
大学卒	133	39.5	402,669	47,231	355,438		
短大卒	24	42.0	364,091	50,176	313,915		
高校卒	51	46.7	377,150	35,171	341,979		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	485	39.1	447,463	76,960	370,503	同 上	同 上
大学卒	352	37.8	449,023	76,454	372,569		
短大卒	35	41.7	440,784	76,449	364,335		
高校卒	95	45.0	442,148	79,682	362,466		
中学卒	3	44.1	422,028	88,347	333,681		
事務係員	1,254	37.5	317,920	34,459	283,461	同 上	同 上
大学卒	657	34.6	323,615	37,251	286,364		
短大卒	186	38.5	308,657	36,891	271,766		
高校卒	403	42.0	311,875	28,916	282,959		
中学卒	8	49.7	336,130	10,877	325,253		
技術係員	1,410	36.7	357,694	66,611	291,083	同 上	同 上
大学卒	755	31.8	336,225	57,843	278,382		
短大卒	132	33.2	302,287	44,107	258,180		
高校卒	514	41.2	383,403	76,600	306,803		
中学卒	9	47.4	440,003	124,720	315,283		

注3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員 50 人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9 級
大学卒	7	53.2	874,475	209	874,266		
短大卒	5	55.2	925,767	0	925,767		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	2	48.7	756,260	691	755,569		
工場長	15	53.5	797,965	0	797,965	構成員 50 人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	12	53.5	793,055	0	793,055		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	3	53.4	823,490	0	823,490		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	73	52.0	722,317	437	721,880	2 課以上または構成員 20 人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	59	52.6	741,304	273	741,031		
短大卒	2	51.0	723,055	0	723,055		
高校卒	12	50.1	644,056	1,214	642,842		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	136	51.7	749,104	127	748,977	同 上	同 上
大学卒	118	51.9	752,059	6	752,053		
短大卒	9	51.2	774,830	0	774,830		
高校卒	9	49.2	675,037	1,977	673,060		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	33	52.7	720,589	4,088	716,501	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級専 門職 中間職 (部長-課長間)	同 上
大学卒	31	52.3	720,993	2,744	718,249		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	13	52.7	930,846	3,766	927,080	同 上	同 上
大学卒	12	52.9	921,901	2,767	919,134		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	225	49.9	620,834	6,425	614,409	2 係以上または構成員 10 人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 7 級、8 級
大学卒	182	49.7	629,383	4,302	625,081		
短大卒	14	47.5	612,084	363	611,721		
高校卒	29	51.6	566,543	22,894	543,649		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	333	49.2	647,978	13,766	634,212	同 上	同 上
大学卒	267	48.8	655,865	10,586	645,279		
短大卒	20	48.6	626,282	2,470	623,812		
高校卒	46	51.6	610,696	37,862	572,834		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
大学卒	80	46.9	585,243	44,148	541,095		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	6	49.3	563,325	69,432	493,893		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	122	49.6	661,914	65,653	596,261	同 上	同 上
大学卒	73	49.3	712,956	49,769	663,187		
短大卒	4	41.7	523,326	134,950	388,376		
高校卒	45	50.8	607,572	79,854	527,718		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	255	47.4	502,072	68,181	433,891	係の長および係長級専門職	行政職 3級、4級
大学卒	154	47.5	493,274	63,971	429,303		
短大卒	28	44.8	522,110	82,854	439,256		
高校卒	71	48.2	514,194	71,171	443,023		
中学卒	2	53.5	490,167	107,101	383,066		
技術係長	419	46.5	513,273	80,060	433,213	同 上	同 上
大学卒	271	45.0	514,052	84,577	429,475		
短大卒	25	42.8	488,419	56,294	432,125		
高校卒	122	51.1	515,415	72,205	443,210		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	125	42.0	438,726	43,357	395,369	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
大学卒	82	40.0	453,545	45,675	407,870		
短大卒	11	41.4	416,139	50,821	365,318		
高校卒	32	47.3	410,596	34,936	375,660		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	348	38.7	457,134	76,828	380,306	同 上	同 上
大学卒	280	37.6	456,646	77,192	379,454		
短大卒	20	41.5	469,078	83,697	385,381		
高校卒	47	46.8	456,303	70,575	385,728		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	600	37.9	337,263	37,262	300,001		行政職 1級
大学卒	290	34.5	341,728	40,894	300,834		
短大卒	90	38.4	329,748	40,852	288,896		
高校卒	216	42.8	333,085	30,416	302,669		
中学卒	4	56.4	369,031	12,839	356,192		
技術係員	860	36.6	365,411	69,941	295,470		同 上
大学卒	425	30.1	335,910	56,973	278,937		
短大卒	75	30.1	300,962	47,238	253,724		
高校卒	354	41.4	391,927	80,206	311,721		
中学卒	6	46.5	441,834	131,105	310,729		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
大学卒	4	51.5	681,549	0	681,549		
短大卒	3	52.8	695,399	0	695,399		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	X	X	X	X	X		
工場長	6	48.7	590,236	0	590,236	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	4	49.8	548,698	0	548,698		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部長	38	52.2	537,088	4,752	532,336	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	23	53.5	548,902	7,347	541,555		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	14	50.1	517,671	153	517,518		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	35	53.0	554,374	3,068	551,306	同 上	同 上
大学卒	18	53.6	572,079	0	572,079		
短大卒	5	50.8	559,465	0	559,465		
高校卒	12	52.9	528,353	8,408	519,945		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	9	53.9	445,453	495	444,958	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上
大学卒	7	53.0	437,159	647	436,512		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	6	53.9	494,823	0	494,823	同 上	同 上
大学卒	3	55.8	567,362	0	567,362		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	2	53.0	403,075	0	403,075		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	86	47.3	434,228	6,622	427,606	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5級、6級
大学卒	47	45.5	439,088	6,168	432,920		
短大卒	7	50.4	410,976	2,492	408,484		
高校卒	32	49.2	432,426	8,216	424,210		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	70	47.1	471,650	9,005	462,645	同 上	同 上
大学卒	40	45.7	467,852	565	467,287		
短大卒	10	49.4	423,555	3,018	420,537		
高校卒	19	48.9	495,660	29,307	466,353		
中学卒	X	X	X	X	X		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
大学卒	20	45.3	375,741	3,683	372,058		
短大卒	13	43.1	354,957	5,950	349,007		
高校卒	3	49.2	435,541	0	435,541		
中学卒	4	48.8	393,280	0	393,280		
技術課長代理	19	46.5	432,840	22,516	410,324	同 上	同 上
大学卒	9	42.6	440,818	43,127	397,691		
短大卒	4	48.9	343,129	5,654	337,475		
高校卒	6	51.2	475,779	0	475,779		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	119	44.6	389,551	50,562	338,989	係長の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	54	42.7	376,350	40,134	336,216		
短大卒	18	48.5	409,434	73,261	336,173		
高校卒	45	45.5	397,950	55,941	342,009		
中学卒	2	40.0	375,000	0	375,000		
技術係長	107	43.4	422,297	72,336	349,961	同 上	同 上
大学卒	58	42.3	417,176	73,635	343,541		
短大卒	12	42.2	382,913	73,768	309,145		
高校卒	34	44.4	443,534	68,734	374,800		
中学卒	3	59.8	427,539	88,808	338,731		
事務主任	70	41.0	326,180	54,121	272,059	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	42	38.6	327,886	59,654	268,232		
短大卒	11	43.3	320,575	56,534	264,041		
高校卒	17	46.1	324,918	37,327	287,591		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	125	40.7	399,579	79,674	319,905	同 上	同 上
大学卒	66	39.4	388,426	72,223	316,203		
短大卒	13	42.4	376,273	68,948	307,325		
高校卒	44	42.2	421,391	92,590	328,801		
中学卒	2	34.4	423,596	103,186	320,410		
事務係員	558	36.8	297,571	32,834	264,737	同 上	行政職 1級
大学卒	338	34.7	304,369	33,424	270,945		
短大卒	68	40.0	289,302	36,798	252,504		
高校卒	149	40.2	284,852	30,244	254,608		
中学卒	3	42.6	321,221	11,514	309,707		
技術係員	472	37.1	334,863	57,190	277,673	同 上	同 上
大学卒	296	35.1	340,268	61,759	278,509		
短大卒	40	42.1	303,701	33,348	270,353		
高校卒	135	39.7	329,967	53,522	276,445		
中学卒	X	X	X	X	X		

4 規模 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級、7級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	3	53.8	545,422	0	545,422	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	2	56.0	591,915	0	591,915		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	4	54.0	525,753	0	525,753	同 上	同 上
大学卒	2	57.5	484,490	0	484,490		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	50.5	567,015	0	567,015		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	—	—	—	—	—	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	X	X	X	X	X	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	8	50.1	480,212	0	480,212	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5級
大学卒	3	48.2	537,550	0	537,550		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	5	51.3	445,810	0	445,810		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	15	48.6	458,613	13,850	444,763	同 上	同 上
大学卒	9	47.8	465,414	14,369	451,045		
短大卒	2	46.5	465,299	36,774	428,525		
高校卒	4	51.5	439,969	1,219	438,750		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き っ ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	5	39.1	364,754	50,640	314,114	同 上	同 上
大学卒	3	34.8	328,621	33,987	294,634		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	45.5	418,955	75,620	343,335		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	20	44.9	385,284	35,591	349,693	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	10	46.2	380,343	26,522	353,821		
短大卒	2	46.5	434,637	95,637	339,000		
高校卒	8	42.8	379,121	31,915	347,206		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	21	44.8	399,667	35,882	363,785	同 上	同 上
大学卒	13	44.0	396,647	37,148	359,499		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	7	46.9	398,428	36,941	361,487		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	14	39.8	315,173	6,907	308,266	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	9	39.8	339,625	2,000	337,625		
短大卒	2	38.5	285,470	17,000	268,470		
高校卒	2	42.5	277,330	22,346	254,984		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	12	43.6	369,120	57,581	311,539	同 上	同 上
大学卒	6	45.3	341,840	49,024	292,816		
短大卒	2	40.5	350,801	0	350,801		
高校卒	4	42.5	419,199	99,207	319,992		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	96	38.3	268,660	18,849	249,811	同 上	行政職 1級
大学卒	29	35.0	284,409	28,807	255,602		
短大卒	28	34.9	262,845	19,136	243,709		
高校卒	38	43.0	261,114	11,533	249,581		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	78	38.3	300,258	38,679	261,579	同 上	同 上
大学卒	34	34.4	300,684	36,640	264,044		
短大卒	17	40.5	312,537	41,981	270,556		
高校卒	25	41.2	292,544	41,204	251,340		
中学卒	2	48.3	282,127	13,751	268,376		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
研 究 所 長	2	53.9	847,125	0	847,125	構成員 50 人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
研 究 部 (課) 長	27	51.2	603,498	0	603,498	2 室 (係) 以上または構成員 7 人以上 の部 (課) の長
研 究 室 (係) 長	2	50.5	529,300	0	529,300	構成員 3 人以上の室 (係) の長
主 任 研 究 員	18	44.5	448,312	13,349	434,963	下 記 研 究 員 より 上 位 の 者 (研究所長の職名を有する者、上記研 究部 (課) 長および研究室 (係) 長を 除く。)
研 究 員	81	38.1	368,668	16,870	351,798	
研 究 補 助 員	56	43.0	275,552	5,522	270,030	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
病 院 長	X	X	X	X	X	部下に医師または歯科医師 5 人以上
副 院 長	3	55.2	1,448,357	102,085	1,346,272	上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者
医 科 長	3	49.5	1,320,640	108,667	1,211,973	部下に医師または歯科医師 1 人以上
医 師	7	46.2	1,170,849	61,429	1,109,420	
歯 科 医 師	2	32.5	703,563	3,160	700,403	
薬 局 長	2	50.0	540,336	23,779	516,557	部下に薬剤師 2 人以上
薬 剤 師	13	33.1	342,929	38,916	304,013	
診 療 放 射 線 技 師	21	39.2	373,197	42,800	330,397	
臨 床 検 査 技 師	16	36.2	319,882	26,728	293,154	
栄 養 士	10	36.8	269,306	25,307	243,999	
理 学 療 法 士	33	30.7	298,659	8,375	290,284	
作 業 療 法 士	20	34.3	298,700	9,568	289,132	
総 看 護 師 長	4	58.5	532,654	0	532,654	部下に看護師長 5 人以上
看 護 師 長	34	47.0	407,390	28,470	378,920	部下に看護師または准看護師 5 人以上
看 護 師	97	36.1	337,347	49,028	288,319	
准 看 護 師	49	39.9	298,986	34,118	264,868	

その4 教育関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
大学教授	13人	56.6歳	749,792円	0円	749,792円	
大学准教授	11	44.2	636,306	0	636,306	
大学講師	11	33.4	496,970	0	496,970	
高等学校教頭	8	55.1	729,901	4,313	725,588	
高等学校教諭	45	43.4	573,851	2,782	571,069	

その5 技能・労務関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
自家用乗用自動車運転手	2人	59.5歳	508,352円	148,755円	359,597円	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
用務員	2	60.5	201,571	0	201,571	

その6 再雇用者（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	X人	X歳	X円	X円	X円	その1の1規模計の備考欄参照
事務・技術部長	5	63.0	413,054	0	413,054	
事務・技術課長	9	61.9	320,507	1,601	318,906	
事務・技術係長	3	61.9	375,542	0	375,542	
事務・技術主任	X	X	X	X	X	
事務・技術係員	218	62.1	227,699	15,121	212,578	

第16表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(平成28年4月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	規模 100 人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	199,033	203,486	196,224	※ 192,667
	短大卒	177,094	※ 178,792	175,602	-
	高校卒	163,591	※ 166,221	164,120	※ 155,000
新卒事務員	大学卒	195,570	203,837	188,121	※ 192,667
	短大卒	※ 180,338	※ 185,000	※ 172,080	-
	高校卒	※ 164,147	※ 165,613	※ 168,886	X
新卒技術者	大学卒	203,877	※ 202,965	204,513	-
	短大卒	174,417	※ 168,759	※ 177,158	-
	高校卒	163,279	※ 166,732	162,354	X
新卒研究員	大学卒	X	X	-	-
準新卒薬剤師	大学卒	※ 216,500	X	X	-
準新卒看護師	養成所卒	192,367	X	※ 190,200	-
準新卒准看護師	養成所卒	※ 170,550	X	※ 169,333	-

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、平成27年度中に資格免許を取得し、平成28年4月までの間に採用された者をいう。

3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第17表 民間における家族（扶養）手当の支給状況

その1 家族（扶養）手当の支給状況および配偶者の収入制限の状況

手当制度がある	配偶者に手当を支給する			配偶者に手当を支給しない	手当制度がない
	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない			
81.5%	(90.4%)	[80.0%]	[20.0%]	(9.6%)	18.5%

注1 ()内は、家族（扶養）手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族（扶養）手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族（扶養）手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族（扶養）手当を見直し予定または見直すことについて検討中	税制および社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族（扶養）手当を見直し予定がない（検討も行っていない）
13.2%	15.8%	71.0%

注 配偶者に家族（扶養）手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 家族（扶養）手当の手当額の定め方

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
63.7%	11.2%	25.1%	0.0%

注 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。

その4 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,050円
配偶者と子1人	19,480円 (5,430円)
配偶者と子2人	24,461円 (4,981円)

注1 支給月額は、配偶者に家族（扶養）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

第 18 表 民間における住宅(住居)手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	58.2%
支給しない	41.8%
借家・借間居住者に対する住宅(住居)手当月額最高支給額の平均額の階層	27,000円以上 28,000円未満

第 19 表 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	360,574	274,425
	上半期 (A2)	364,142	276,094
特別給の支給額	下半期 (B1)	811,007	538,372
	上半期 (B2)	753,645	539,891
特別給の支給割合		月分	月分
	下半期 (B1/A1)	2.25	1.96
	上半期 (B2/A2)	2.07	1.96
年間の平均		4.32	3.92

注1 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第 20 表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	新 規 学 卒 者 の 採 用 有 り	初 任 給 の 改 定 状 況			新 規 学 卒 者 の 採 用 な し
			増 額	据 置 き	減 額	
		%	%	%	%	%
大 学 卒	規 模 計	30.8	(51.3)	(48.7)	-	69.2
	500人以上	37.7	(65.0)	(35.0)	-	62.3
	100人以上 500人未満	29.9	(39.0)	(61.0)	-	70.1
	100人未満	15.4	(33.3)	(66.7)	-	84.6
高 校 卒	規 模 計	17.0	(49.5)	(50.5)	-	83.0
	500人以上	20.2	(33.8)	(66.2)	-	79.8
	100人以上 500人未満	18.3	(60.1)	(39.9)	-	81.7
	100人未満	5.1	(100.0)	-	-	94.9

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第 21 表 民間における給与改定の状況

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
役職段階	%	%	%	%
係 員	43.5	5.7	-	50.8
課 長 級	31.0	6.2	-	62.8

注 ベースアップ慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 22 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項目					定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施	増 額	減 額	変化なし		
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	81.3	80.3	29.0	6.5	44.8	1.0	18.7
課 長 級	68.3	66.9	19.7	4.4	42.8	1.4	31.7

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 23 表 民間における定期昇給制度の状況

役職段階	企業規模	項目				定期昇給 制度なし
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		%	%	%	%	%
係 員	規模計	84.7	45.6	87.4	50.4	15.3
	500人以上	82.1	46.9	93.1	58.0	17.9
	100人以上 500人未満	87.4	43.7	83.8	41.6	12.6
	100人未満	83.7	48.1	84.3	58.4	16.3
課 長 級	規模計	75.6	31.5	90.8	50.5	24.4
	500人以上	66.5	27.8	93.6	57.4	33.5
	100人以上 500人未満	79.2	30.6	88.7	40.7	20.8
	100人未満	88.5	41.6	90.8	64.9	11.5

注 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規模計		49.1	50.9	36.5	63.5	38.8	61.2
	500人以上	52.0	48.0	32.8	67.2	38.5	61.5
	100人以上 500人未満	46.0	54.0	37.0	63.0	37.2	62.8
	100人未満	54.1	45.9	45.8	54.2	49.6	50.4

第25表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	15.7 %	15.7 %	11.6 %	11.6 %
30%	32.8	48.5	22.2	33.7
29%	0.0	48.5	0.0	33.7
28%	0.0	48.5	0.0	33.7
27%	0.0	48.5	0.0	33.7
26%	1.6	50.1	1.5	35.2
25%	49.9	100.0	64.8	100.0

注 適用従業員および適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。